



—令和3年度—

総会資料

令和3年7月12日13:00～
(オンライン開催)

世界連邦宣言自治体全国協議会

資 料 内 容

<議 案>

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 令和2年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和2年度収支決算報告及び会計監査報告 |
| 第3号議案 | 令和3年度事業計画（案） |
| 第4号議案 | 令和3年度収支予算（案） |
| 第5号議案 | 役員改選（案） |

<参考資料>

- 加盟自治体一覧
- 協議会規約
- 核兵器禁止条約の発効に伴う声明

第1号議案

令和2年度事業報告

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1) 機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布し、情報提供に努めた。
- (3) 国内の全ての自治体に当協議会の啓発リーフレットを配布した。
- (4) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和2年度総会（書面） 令和2年6月3日（水）
- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第49回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援
ポスター 応募 627点（46校） 入賞17点
作文 応募 498点（24校） 入賞17点
主催：世界連邦運動協会 後援：文部科学省
- (4) 核兵器禁止条約の発効に伴う声明の発表及び内閣総理大臣宛て書簡の送付
- (5) 国際平和デーに全国で平和を祈る鐘打式の協力
開催日 令和2年9月21日（月）
場 所 増上寺（東京都港区）鐘楼前広場ほか、各地域会場で実施
主 催 国際平和デー日本委員会
- (6) 国連創設75周年記念平和フォーラムへの出席
開催日 令和2年11月18日（水）
場 所 参議院議員会館 特別国際会議場
主 催 世界連邦日本国会委員会

3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業に交付金を適用した。

令和2年度 交付対象事業

福知山市（京都府）

「戦後75周年記念事業 人権を考える市民のつどい講演会」

交付金額：427,879円

4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

- ・協力自治体数 178自治体
- ・募金総額 5,173,352円

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

第2号議案

令和2年度収支決算報告

(自) 令和2年4月 1日

(至) 令和3年3月31日

収 入 総 額 1, 8 7 8, 5 1 9 円

支 出 総 額 1, 2 3 8, 6 0 7 円

差 引 6 3 9, 9 1 2 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

令和3年3月31日

世界連邦宣言自治体全国協議会
会長 綾部市長 山崎善也

令和2年度収支決算

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	789,000	749,000	△ 40,000	2県、37市区、14町 計53自治体
繰越金	246,374	246,374	0	前年度から
繰入金	1,400,000	883,140	△ 516,860	世界連邦推進事業基金
雑収入	626	5	△ 621	預金利子
合計	2,436,000	1,878,519	△ 557,481	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	49,395	△ 605	事務用品
通信費	90,000	42,212	△ 47,788	郵便料
事業費	1,400,000	883,140	△ 516,860	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	350,000	0	△ 350,000	
旅費・交通費	200,000	0	△ 200,000	
情報宣伝費	320,000	263,860	△ 56,140	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営
負担金	20,000	0	△ 20,000	
予備費	6,000	0	△ 6,000	
合計	2,436,000	1,238,607	△ 1,197,393	
差引	0	639,912	639,912	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
8,911,214	1,128,544	883,140	9,156,618

当年度積立 1,128,475円 世界平和・難民救済募金から
69円 預金利子

当年度取崩 454,381円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当
428,759円 世界連邦推進事業交付金に充当

監 査 報 告 書

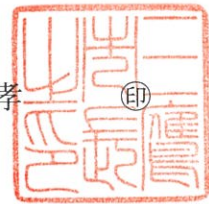
世界連邦宣言自治体全国協議会の令和2年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

令和3年 6月 4日

監事 三鷹市長 河 村

孝



令和3年 6月 9日

監事 亀岡市長 桂 川

孝 裕



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」
令和2年度収支決算書

収入	募金総額	5,173,352円
----	------	------------

支出	払込手数料(募金)	43,580円
	〃(寄託)	417円
	送金手数料(基金)	880円
	合計	44,877円

差引		5,128,475円
----	--	------------

寄託・積立

国連UNHCR協会	2,000,000円
日本ユニセフ協会	2,000,000円
世界連邦推進事業基金	1,128,475円
合計	5,128,475円

世界平和・難民救済募金（令和2年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	
北海道	倶知安 町	15,780	静岡県	藤枝 市	49,920	徳島県	鳴門 市	6,100	
	稚内 市	39,035		焼津 市	72,114		美馬 市	1,896	
	別海 町	39,234	岐阜県	恵那 市	1,250		神山 町	7,141	
青森県	今別 町	7,900	愛知県	東浦 町	2,500	香川県	東かがわ 市	23,300	
岩手県	岩手 県	3,500	三重県	御浜 町	1,252		丸亀 市	62,111	
宮城県	宮城 県	1,700	滋賀県	南伊勢 町	3,500	愛媛県	土庄 町	6,700	
	利府 町	25,451		滋賀 県	300		愛媛 県	200	
	色麻 町	6,500		彦根 市	54,750		新居浜 市	83,010	
	南三陸 町	13,500		湖南 市	1,300		松山 市	163,900	
	大衡 村	26,360		京都府	京都 府		240,812	伊予 市	30,949
秋田県	羽後 町	5,724	福知山 市	95,693	四国中央 市	71,200			
山形県	天童 市	38,725	舞鶴 市	49,100	高知県	高知 県	1,550		
	福島県	桑折 町	14,081	綾部 市		43,700	福岡県	福岡 県	600
		湯川 村	5,000	亀岡 市		88,288	佐賀県	唐津 市	800
茨城県	浅川 町	8,991	宇治 市	24,022	長崎県	多久 市	22,991		
	那珂 市	56,910	宮津 市	13,406		五島 市	68,077		
栃木県	大洗 町	19,577	八幡 市	52,755	熊本県	西海 市	35,700		
	栃木 県	1,316	南丹 市	3,535		佐世保 市	748		
群馬県	群馬 県	4,028	長岡京 市	48,000	宮崎県	唐津 市	800		
	沼田 市	41,589	向日 市	25,290		多良木 市	22,991		
埼玉県	小鹿野 町	31,623	京丹後 市	98,785	熊本県	五島 市	68,077		
	春日部 市	108,412	木津川 市	33,462		西海 市	35,700		
	東秩父 市	1,000	大山崎 町	1,800		佐世保 市	748		
	富士見 市	700	京丹波 町	939		佐々 市	9,800		
千葉県	成田 市	125,103	久御山 町	22,944	熊本県	時津 町	11,870		
	白井 市	7,910	与謝野 町	19,271		波佐見 町	10,923		
東京都	文京 区	99,447	伊根 町	8,667	熊本県	熊本 県	3,100		
	福生 市	38,381	宇治田原 町	12,605		玉名 市	29,770		
	武蔵野 市	74,930	兵庫 県	106,613		小国 町	14,000		
	千代田 区	107,948	丹波 市	500		南小国 町	10,350		
	青梅 市	55,040	桜井 市	20,562		御船 町	1,200		
	瑞穂 町	25,079	十津川 村	1,500		湯前 町	7,250		
	小金井 市	45,335	和歌山 県	1,500		南阿蘇 村	15,442		
	渋谷 区	96,016	高野 町	13,381		別府 市	771		
	羽村 市	34,556	かつらぎ 町	19,181		宮崎 県	1,220		
	大田 区	900	有田 市	35,870		えびの 市	31,100		
神奈川県	荒川 区	1,800	橋本 市	2,000	串間 市	29,969			
	三浦 市	5,000	田辺 市	30,000	都城市	15,500			
新潟県	湯河原 町	20,640	九度山 町	2,000	日向 市	44,526			
	新潟 市	400	鳥取 県	600	高千穂 町	16,508			
富山県	関川 村	13,642	鳥取 市	4,084	日之影 町	10,140			
	魚津 市	20,417	三朝 町	4,084	高原 町	13,288			
	上市 町	11,424	島根 県	1,400	綾 町	2,000			
石川県	立山 町	15,267	雲南 市	47,133	都農 町	900			
	輪島 市	25,217	岡山 県	367,647	西米良 村	9,200			
福井県	小松 市	18,871	岡山市	33,130	高千穂 町	16,508			
	高浜 市	11,911	倉敷 市	130,688	日之影 町	10,140			
山梨県	笠岡 市	69,100	笠岡 市	69,100	高原 町	13,288			
	中央 市	5,411	瀬戸内 市	36,200	綾 町	2,000			
	富士吉田 市	31,500	吉備中央 町	23,310	都農 町	900			
長野県	甲州 市	500	高梁 市	40,805	鹿児島 県	700			
	小諸 市	37,900	津山 市	58,105	出水 市	51,064			
	諏訪 市	3,884	新見 市	45,000	日置 市	39,786			
	上松 町	6,263	備前 市	39,100	喜界 町	12,516			
	木曾 町	10,625	総社 市	700	天城 町	16,921			
	南木曾 町	6,768	広島 市	171,886	さつま 町	30,000			
	南箕輪 村	13,897	府中 町	23,900	肝付 町	21,376			
	野沢温泉 村	6,302	大竹 市	28,656	沖繩 県	1,000			
	王滝 村	5,851	安芸高田 市	20,800	那覇 市	400			
	木島平 村	8,410	山口 県	1,300	南城市	1,200			
木祖 村	6,696			石垣 市	44,300				

※太字ゴシックは加盟自治体

第3号議案

令和3年度事業計画（案）

この度、国際連合で採択された核兵器禁止条約が、50か国・地域の批准を得て本年1月22日に発効した。

戦後、核兵器による破滅から人類を救うための決め手として、アインシュタインや湯川秀樹など科学者らが中心となり提唱された「世界連邦」の建設を目指す、国内の自治体で組織する当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設から65年にわたり、核兵器の廃絶を強く訴え、地道ながらも世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきたところである。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発や実験、生産、保有、使用などを全面的に禁止し、核兵器を非人道的で違法とする初めての国際条約である。人類が核兵器の脅威を知り未曾有の犠牲を払うこととなった第二次世界大戦の終結から75年余りを経る中で、当協議会としても、今般の条約発効を歴史的な一歩と捉えており、今後、核兵器廃絶に向けた動きが大きく前進することを期待している。

一方で、イスラエルとハマスの軍事衝突やミャンマーでの軍事クーデター、米中の対立など、世界恒久平和には程遠い状況である。

また、新たな脅威として現れた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、これまでの常識や既成概念を覆すとともに、目に見えない病原体に対する人間の無力さを露呈することとなった。加えて、パンデミック（世界的大流行）には、世界が一つになり協力して対峙することの重要性が明らかとなった。

こうした中で、当協議会は、世界の恒久平和の実現はもとより、環境問題や災害・感染症対応など、共通する課題の解決に向け国家の利害を超えて取り組むためにも、新たな秩序である世界連邦建設の必要性や期待が高まっていると捉えており、加盟自治体や関係機関との団結や連携を一層深め、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1) 総会等の開催
- (2) 世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発に繋がる資料・啓発物品の製作・貸出
- (5) 世界連邦研修会・講演会の開催

3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化を図る。

令和3年度 交付対象事業

瑞穂町（東京都）

「世界連邦事業・渋谷敦志写真展（町制80周年記念平和事業）」

交付金額：500,000円

4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会や日本ユニセフ協会などの慈善団体へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

第4号議案

令和3年度収支予算（案）

（自）令和3年4月 1日
（至）令和4年3月31日

■収入の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	比較	備考
負担金	784,000	789,000	△ 5,000	2県、38市区、13町 計53自治体
繰越金	639,912	246,374	393,538	前年度から
繰入金	900,000	1,400,000	△ 500,000	世界連邦推進事業基金
雑収入	88	626	△ 538	預金利子等
合計	2,324,000	2,436,000	△ 112,000	

■支出の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等
通信費	90,000	90,000	0	郵便料等
事業費	1,400,000	1,400,000	0	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費 啓発物品等作成費
会議費	200,000	350,000	△ 150,000	理事会・総会・講演会関係経費
旅費・交通費	100,000	200,000	△ 100,000	事務局旅費等
情報宣伝費	458,000	320,000	138,000	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 啓発リーフレット増刷・配布等
負担金	20,000	20,000	0	事業参加等経費
予備費	6,000	6,000	0	
合計	2,324,000	2,436,000	△ 112,000	

世界連邦推進事業基金

（単位：円）

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
9,156,618	1,001,000	900,000	9,257,618

当年度積立 1,000,000円 世界平和・難民救済募金から
1,000円 預金利子
当年度取崩 900,000円 本会計に繰り入れ事業費に充当

第5号議案

役員改選(案)

(令和3年7月12日)

役職名	自治体名(都道府県)	首長名
会長	綾部市(京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市(東京都)	松下玲子
	金沢市(石川県)	山野之義
理事	成田市(千葉県)	小泉一成
	青梅市(東京都)	浜中啓一
	小金井市(東京都)	西岡真一郎
	福生市(東京都)	加藤育男
	輪島市(石川県)	梶文秋
	宇治市(京都府)	松村淳子
	兵庫県(兵庫県)	井戸敏三
	神戸市(兵庫県)	久元喜造
	岡山市(岡山県)	大森雅夫
	広島市(広島県)	松井一實
	松山市(愛媛県)	野志克仁
	新居浜市(愛媛県)	石川勝行
監事	三鷹市(東京都)	河村孝
	亀岡市(京都府)	桂川孝裕

(任期2年)

(北海道)	(東北)	(関東)	(中部)	(近畿)	(中国)	(四国)	
北海道 1	山形県 1	千葉県 1	石川県 4	滋賀県 1	岡山県 7	愛媛県 4	
倶知安 町	天童 市	成田 市	金沢 市	大津 市	岡山 県	松山 市	都道府県 2
小計 1	小計 1	東京都 13	輪島 市	京都府 5	岡山市	新居浜 市	市区 38
		千代田 区	川北 町	福知山 市	倉敷 市	大洲 市	町 13
		文京 区	内灘 町	舞鶴 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		台東 区	山梨県 1	綾部 市	瀬戸内 市	高知県 2	
		渋谷 区	身延 町	宇治 市	早島 町	高知 市	
		豊島 区	長野県 1	亀岡 市	吉備中央 町	四万十 町	
		八王子 市	小諸 市	大阪府 1	広島県 2	小計 6	合計 53
		武蔵野 市	静岡県 2	豊中 市	広島 市		
		三鷹 市	焼津 市	兵庫県 2	府中 町		
		青梅 市	藤枝 市	兵庫県	小計 9		
		小金井 市	小計 8	神戸 市			
		福生 市		和歌山県 4			
		羽村 市		和歌山 市			
		瑞穂 町		かつらぎ 町			
		神奈川県 1		高野 町			
		横浜市		湯浅 町			
		小計 15		小計 13			

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

別表（第10条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

核兵器禁止条約の発効に伴う声明

この度、2017年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約が、必要となる50か国・地域の批准を得て本日1月22日に発効した。

戦後、核兵器による破滅から人類を救うための決め手として、アインシュタインや湯川秀樹など科学者らが中心となり提唱された「世界連邦」の建設を目指す、国内の自治体で組織する当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設から65年にわたり、核兵器の廃絶を強く訴え、地道ながらも世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきたところである。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発や実験、生産、保有、使用などを全面的に禁止し、核兵器を非人道的で違法とする初めての国際条約である。人類が核兵器の脅威を知り未曾有の犠牲を払うこととなった第二次世界大戦の終結から75年余りを経る中で、当協議会としても、今般の条約発効を歴史的な一歩と捉えており、今後、核兵器廃絶に向けた動きが大きく前進することを期待している。

国会では、2005年には衆議院で、2016年には参議院で、それぞれ世界連邦に関する決議がなされ、また、政府は、1994年以降毎年、国連において核兵器廃絶に向けた決議案を提出し圧倒的多数の賛成を得ているところである。

そうした中で、政府は、核兵器保有国と非保有国の「橋渡し」役を果たす旨を示されているが、唯一の戦争被爆国である日本国として、核兵器禁止条約の採択・発効に繋がった世界的な機運を無駄にせぬよう、真なる「核兵器のない世界」の実現に向け、より積極的かつ先導的な関与を果たすよう希望するところである。

令和3年（2021）年1月22日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山崎善也